

事業ならびに財源の概略

■一般コミュニティ助成金 250 万円

福間公民館前広場のフェンス整備、道本コミュニティセンターの備品購入、荒牟田コミュニティセンターのブラインド整備を行う。宝くじコミュニティ助成事業によるもの。

■循環センター運営委託料 306 万 1 千円

循環センターの指定管理者である健康づくり公社の職員 2 名、パート事務 1 名分の経費を追加する。

■水源開発・広域化事業負担金 5120 万円

水道の第 1 期拡張事業費確定により出資金を追加する。水道事業出資債によるもの。

■平成 18 年度県営土地改良事業実施計画費地元負担金 408 万 8 千円

山の井川井竜堰の改修工事にともなう実施計画書の作成費用の町負担分。山の井川用水関係市町会より町へ事業負担金が入る。

■クリーク防災機能保全対策事業費負担金 223 万 8 千円

クリーク防災機能保全対策事業費確定により負担金を追加する。
クリーク防災機能保全対策事業債によるもの。

■就業改善センター改修工事費 3054 万円

アスベスト空気中濃度測定の結果を受けて、なるだけ早い段階でのアスベスト除去工事を行い、併せて屋上補修と外壁工事を行う。国から 388 万 8 千円の補助金がある。

■消防緊急通信指令にかかるソフトウェア開発委託料 58 万 4 千円

本町が加入している県南広域消防組合で、平成 19 年 4 月から指令業務を久留米市に委託し、共同運用するため必要になったもの。

■システム開発委託料 76 万 8 千円

税制改正や医療制度改革にともない、電算処理システムを開発するための経費。国から 64 万 7 千円の補助金がある。



就業改善センターのアスベスト除去や雨漏り対策を行います

議員定数、条例改正される



条例改正

件名	概要	議決結果
議会議員の定数を定める条例	議会議員の定数を 16 名から 14 名に改正したもの。	可決 (賛成10:反対5)
議会委員会条例	地方自治法が改正されたため、条例の一部を改正したもの。閉会中においても、議長が常任委員などの指名や所属変更をできる。	可決 (全員賛成)
議会会議規則	地方自治法が改正されたため、条例の一部を改正したもの。委員会が議案を提出する場合は、委員長が議長に提出しなければならない。	可決 (全員賛成)
手数料条例	手数料条例の根拠となる住民基本台帳法の条文が改正され（誰でも住民基本台帳の一部を閲覧できたが、行政機関等の請求や世論調査、統計調査のためによるものに限る）、11月1日に施行されたため、条例の一部を改正したもの。*専決処分を行う。	承認 (全員賛成)

その他、地方自治法改正にともなう八女西部広域事務組合同規約の改正や、上陽町の八女市への編入合併にともなう一部事務組合を組織する市町村数の減少についての議案が 2 件提案され、いずれも可決しました。